

論文式試験問題集
[民法・商法・民事訴訟法]

【民 法】

次の文章を読んで、後記の【設問 1(1)・(2)】及び【設問 2】に答えなさい。

解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、令和 8 年 1 月 1 日現在において施行されている法令に基づいて答えなさい。なお、民法以外の法令の適用について検討する必要はない。

【事実 I】

1. 個人で果樹園を営む A は、新しいビニールハウス（以下「本件ハウス」という。）を建設する計画を立て、令和 8 年 1 月 25 日、古くから付き合いのある施工業者 B 及び C を自宅に呼び、同年の果樹栽培のためには本件ハウスが是非とも必要であることを話した上、3 人で相談したところ、B がこの施工を引き受けることを強く希望した。
2. 【事実 I】 1 の相談の結果、令和 8 年 1 月 25 日、A B 間において、B が同年 5 月末日までに本件ハウスの施工を完了して A に引き渡すこと、報酬を 300 万円とすること等を内容とする請負契約（以下「契約①」という。）が締結された。B が、資材等を早めに調達するためとして報酬の前払いを希望したので、契約①においては、報酬 300 万円のうち 200 万円を同年 1 月 30 日までに支払うことが合意された。
3. また、【事実 I】 1 の相談の結果、令和 8 年 1 月 25 日、A C 間において、契約①に基づき、B が A に対して負う債務を C が連帯保証する旨の契約（以下「契約②」という。）が締結され、その旨の契約書が作成された。契約②の締結に当たっては、C が果樹栽培用ビニールハウスを施工する能力及び経験を持つことが考慮されていた。
4. 令和 8 年 1 月 30 日、【事実 I】 2 の報酬の支払期日に関する合意に従い、A は、B に対し、200 万円を支払った。
5. 契約①及び②が締結された頃、B は、仕事の資金繰りに窮しており、令和 8 年 1 月 30 日に報酬のうち 200 万円の前払いを受けることを希望したのも、本件ハウスの施工に必要な資材等を買うためでなく、専ら他からの借入金を返済する目的であった。B は、A から受領した 200 万円を借入金の返済に充てると本件ハウスの完成が困難になることを知りながら、その全額を借入金の返済に充ててしまった。また、C は、契約②を締結した時、B の資金繰りの状況及び報酬の前払いを希望した目的に気付いていた。
6. C は、令和 8 年 2 月 20 日に急死した。C の相続人は、C の子である D のみであり、D は、C の死亡を知った後、同年 3 月 5 日頃までに相続財産の一部の売却などを行い、相続を単純承認したものとみなされた。なお、D は、I T 関係の企業に勤務しており、果樹栽培用ビニールハウスを施工する十分な能力及び経験を持たなかった。
7. A は、令和 8 年 3 月 1 日に、C が死亡したこと及びその相続人が D であることを知った。また、A は、同じ頃に【事実 I】 5 の B の資金繰りの状況及び報酬の前払いを希望した目的を知った。そこで、A は、契約①は B が A を欺罔して締結させたものであり、このような B に本件ハウスの施工をさせることはできないと考えるに至った。
8. A は、令和 8 年 3 月 10 日頃、果樹園の運営を続けるために確実に本件ハウスを完成させ

たいと考え、㊦契約②に基づき、Dに対し、D自身又はDが選択した適切な業者により本件ハウスを完成させるよう請求するか、又は㊧契約①をBの詐欺を理由として取り消し、契約②に基づき、Dに対し、Bに支払った請負報酬の一部である200万円の支払を請求した上で、A自身が他の業者に本件ハウスの施工を請け負わせるか、いずれかの手段を採ろうと考えた。

【設問1】

- (1) 下線部㊦のAからDに対する請求が認められるかについて、論じなさい。
- (2) 下線部㊧のAからDに対する請求が認められるかについて、論じなさい（なお、契約①がBの詐欺により締結されたことを理由とするAの取消し（民法第96条第1項）は、認められるものとする。）。

【事実Ⅱ】

前記【事実Ⅰ】1から8までに加えて、以下の事実があった。

9. Aは、果樹園の他に、甲土地を所有している。甲土地は公道に面しており、「他の土地に囲まれて公道に通じない土地」（民法第210条第1項）には当たらないが、甲土地と隣接する乙土地を自動車で行き来することができると幹線道路への出入りが便利であった。そこで、Aは、乙土地を所有するEと協議し、令和8年5月15日、Eとの間で、甲土地を要役地として、乙土地を自動車で行き来することを内容とする地役権の設定契約（以下「契約③」という。）を締結したが、その旨の地役権設定登記はされなかった。Aは、契約③の締結後、乙土地の一部（以下「本件通路部分」という。）を舗装するなどして通路として整備し、自動車で頻繁に行き来していた。
10. Aは、令和12年2月15日、Fとの間で、甲土地を代金1000万円でFに売却する旨の契約（以下「契約④」という。）を締結し、代金の支払と引換えに、甲土地につき、売買を原因とするAからFへの所有権移転登記と引渡しが行われた。契約④の締結に当たり、Aは、「Eとは契約③を結んでいるので、本件通路部分を自動車で通行することが可能である。」とFに説明していた。Fは、契約④の締結後、本件通路部分を通路として維持しつつ、自動車で頻繁に行き来していた。
11. Eは、令和12年6月5日に死亡し、Gが唯一の相続人として乙土地を相続した。Gは、Eの生前に、契約③の存在を知らされていなかった。この頃、乙土地につき、相続を原因とするEからGへの所有権移転登記が行われた。
12. Gは、令和14年3月25日、Hとの間で、乙土地を代金700万円でHに売却する旨の契約（以下「契約⑤」という。）を締結し、代金の支払と引換えに、乙土地につき、売買を原因とするGからHへの所有権移転登記と引渡しが行われた。Hは建設業を営んでおり、自己の所有する複数の工事用車両を乙土地に駐車しようと考えていたことから、契約⑤の締結に当たり、Gに対し、「乙土地には本件通路部分があるが、本件通路部分を含めて乙土地に工事用車両を駐車することに支障はないか。」と尋ねたところ、Gは、「本件通路部分はFが自動車で通行しているが、Eが生前に甲土地の所有者との間で何らかの通行の約束をしたと

は聞いていないので、工事用車両を駐車しても差し支えない。」と説明した。この説明を受けて、Hは、Fの通行を禁止しても法的に支障はないものと判断し、Fに問い合わせることなく、契約⑤を締結した。

13. 令和14年4月頃から、Hが乙土地をフェンスで囲ったことによって、Fは本件通路部分を自動車で通行することができなくなった。

【設問2】

Fは、契約③に基づく地役権を有することを理由として、Hに対し、【事実Ⅱ】13のフェンスのうち通行の支障となる部分の撤去を請求することができるかについて、論じなさい。

〔商 法〕

次の文章を読んで、後記の〔設問 1〕及び〔設問 2〕に答えなさい。

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、衣料品の製造販売を業とする会社法上の公開会社かつ大会社である監査役会設置会社であり、種類株式発行会社ではない。甲社の株式は、金融商品取引所に上場されており、振替株式である。甲社の取締役は、A、B、C、D及びE（以下「Aら」という。）であり、A及びBが代表取締役である。甲社の監査役は、F、G及びHであり、Fが常勤の監査役である。
2. 甲社は、令和 7 年 6 月に定時株主総会（以下「本件株主総会」という。）を開催した。本件株主総会における決議事項は、剰余金の配当の件（第 1 号議案）及び取締役 5 名選任の件（第 2 号議案）であった。第 2 号議案は、Aら 5 名を取締役に再任することを内容とするものであった。
3. 本件株主総会に出席した甲社の株主 I は、第 2 号議案について、甲社が乙株式会社（以下「乙社」という。）との間で数十件の不動産売買取引（以下「本件各取引」という。）をしたこと、及び乙社の代表取締役は B であるから、本件各取引は B に係る利益相反取引に該当し、甲社に損害を与えた可能性があることを指摘した上で、B に対する質問であるとして、(1)本件各取引をした理由、(2)本件各取引における具体的な代金額並びにその決定に至った交渉の具体的内容及び相見積りの有無、(3)乙社が甲社から取得した不動産を本件各取引後に売却した際の代金額について、それぞれ質問した（以下「本件各質問」という。）。なお、I は、本件各質問について、甲社に対し、事前に通知していなかった。
4. 本件各質問に対し、本件株主総会の議長を務める A は、A が自ら回答するとして、(1)については、甲社の事業で使わなくなった遊休地を不動産業者である乙社に売却し、得られた資金を事業活動の拡大に用いて資本効率を高めるためであると回答し、(2)については、本件各取引の代金額は相場に照らして適正なものであると回答したものの、取引が多数であるため詳細を具体的に説明することはできないとして、具体的な代金額並びにその決定に至った交渉の具体的内容及び相見積りの有無を明らかにせず、(3)については、他社に関する事情であり、甲社の経営に直接の関係がなく、本件株主総会に関係しない事柄であるから答える必要がないと回答した（以下「本件各回答」という。）。
5. 本件各回答に納得しない I は、本件各質問は B の取締役としての資質に関するものであるから、更に詳しく回答するよう求めたが、A はその必要はないとして、I の求めに応じなかった。そして、A は、十分に審議が尽くされたものと判断して、質疑の打切りを議場に諮り、議場内の株主の議決権の過半数の賛成を得て、議案の採決に進んだ。
6. 本件株主総会において、第 1 号議案及び第 2 号議案は、原案どおり可決され、A らはその全員が取締役に再任された。その後の取締役会において、A 及び B が代表取締役に選定された。

〔設問 1〕

上記 1 から 6 までを前提として、本件各回答では B の取締役としての資質が十分に明らかに

ならなかったと不満を抱いた I は、本件株主総会における B を取締役役に再任する旨の決議（以下「本件決議」という。）の取消しを求める訴えを適法に提起した。この訴えに関して、本件決議の効力を争うために I の立場において考えられる主張及びその主張の当否について、論じなさい。

7. I による本件各取引に関する調査の結果、本件各取引をするに当たって必要となる会社法所定の手続は全て適法に行われていたものの、本件各取引における代金額は、相場よりも大幅に低く設定されていたことが判明した。そこで、I は、本件各取引に関して、A らが任務を怠ったとして、A らに対し、甲社に生じた損害の賠償責任を追及する訴えを提起することとした。まず、I は、令和 8 年 2 月 2 日、自己が口座を有する口座管理機関を通じて、振替機関に対し、個別株主通知の申出を行った。その後、甲社代表取締役 A 宛てに、A らの責任を追及する訴えの提起を請求する書面（以下、この請求を「本件提訴請求」といい、本件提訴請求が記載された書面を「本件提訴請求書」という。）を送付し、本件提訴請求書は、同月 13 日、A に到達した。A は、その翌日、本件提訴請求書を F に交付し、本件提訴請求に対する対応を求めた。F は、本件提訴請求について検討し、何も対応しないこととした。I は、甲社が A らの責任を追及する訴えを提起しないままであるため、同年 5 月 11 日、A らを被告として、A らが本件各取引に係る任務を怠ったことによって甲社に生じた損害について、甲社に対して賠償することを請求する訴え（以下「本件訴え」という。）を提起した。なお、甲社の株式に係る I の持株数は、本件株主総会における議決権行使の基準日以降、変動していない。

【設問 2】

上記 1 から 7 までを前提として、次の(1)及び(2)に答えなさい。

- (1) 本件訴えの被告である A らは、本件提訴請求が不適法であることを理由に、本件訴えの却下を求めている。本件訴えは適法かについて、論じなさい。
- (2) 甲社が、A らを補助するため本件訴えに係る訴訟に参加しようとする場合に、甲社において必要となる会社法所定の手続について、説明しなさい。

【民事訴訟法】（【設問１】から【設問３】までの配点の割合は、３：３：４）

次の文章を読んで、後記の【設問１】から【設問３】までに答えなさい。

なお、本問に現れる場所のうち、甲市は甲高等裁判所、甲地方裁判所、甲家庭裁判所及び甲簡易裁判所の管轄区域内に、乙市は乙高等裁判所、乙地方裁判所、乙家庭裁判所及び乙簡易裁判所の管轄区域内に、丙市は丙高等裁判所、丙地方裁判所、丙家庭裁判所及び丙簡易裁判所の管轄区域内にそれぞれ所在している。

【事例】

令和８年４月、Ｘ（住所：甲市内）は、株式会社Ｙ（本店所在地：乙市内。以下「Ｙ社」という。）を被告として、鉄材の売買契約（以下「本件契約」という。）に基づき、売買残代金１５０万円の支払を求める訴えを提起した（以下、この訴えに係る訴訟を「本件訴訟」という。）。

本件訴訟におけるＸ及びＹ社の主張は次のとおりであった。

Ｘの主張　：Ｘは、令和７年１２月１５日、Ｚ（住所：丙市内）の紹介により、丙市内の倉庫に保管していたＸ所有の鉄材（以下「本件鉄材」という。）を代金３００万円でＹ社に売り渡した。上記売買代金３００万円は、同月２２日限りＸの住所地において支払うものとし、本件鉄材は、売買代金の支払の確認後に引き渡すものと約定された。

本件契約に係る商談は、Ｘ、Ｚ及びＹ社代表取締役Ａの三者立会の上で行われた。

令和７年１２月２２日、上記売買代金３００万円のうち、１５０万円がＺからＸに支払われた。Ｘは、代金全額の支払がなかったため本件鉄材を引き渡さずにいたが、同月２３日、Ａ及びＺから鉄材の引渡しを懇請されたため、３日以内に残金を支払う旨の確約を得て、同日、本件鉄材を引き取りにきたＺに本件鉄材全部を引き渡した。

残金１５０万円については、上記確約にもかかわらず、今日まで支払がない。

Ｙ社の主張：Ｘが本件鉄材を売り渡したのは、Ｙ社ではなく、Ｚである。

本件鉄材は、ＸがＺに売り渡した後に、Ｙ社がＺからその一部を買い受けたものであり、その代金はＺに対して支払済みである。

【設問１】

本件訴訟の法定管轄裁判所はどこか。事件の種類及び訴訟の目的の価額に留意しつつ説明しなさい。

【設問２】

Ｘは、第１回口頭弁論期日において、Ｙ社が上記主張をしたことを受けて、仮にＹ社の主張のとおり本件鉄材の買主がＺであるならば、買主であるＺに対して売買残代金１５０万円の支払を命ずる判決を得たいと考えた。

この場合に、Xが㊦本件訴訟と同一手続内でZに対する請求についても判断を得るにはどのような方法によることが考えられるか、検討しなさい。本設問の検討に当たっては、①主観的追加的併合の適否に関する判例（最高裁判所昭和62年7月17日第三小法廷判決・民集41巻5号1402頁）の立場を明らかにした上で、当該判例が言及する方法を示すこと。また、②その方法によれば下線部㊦が確実に実現されるかについても論ずること。なお、本件訴訟は甲地方裁判所に係属中であるものとする。

【事例（続き）】（〔設問2〕の問題文中に記載した事実は考慮しない。）

本件訴訟において当事者の提出した証拠から、本件契約に係る商談が本件鉄材の保管場所であった倉庫内の一室において、X、Z及びAの三者立会の上で行われたこと、本件鉄材の引渡しに関してA及びZの両者からXに対して懇請があったこと、本件鉄材はその全てがZの倉庫に運び込まれた後に、一部がY社の工場に運び込まれ、残りはZの取引先に転売されたこと等が明らかとなった。

本件訴訟を担当している裁判官は、審理の結果を踏まえて、本件契約がY社及びZを共同買主とする一個の売買契約である可能性もあると考えたが、Y社及びZの共同買受けという事実は当事者のいずれからも主張されていないので、㊦Y社及びZの共同買受けという事実を判決の基礎とすることは弁論主義に反して許されないのではないかとの懸念を抱いた。

〔設問3〕

下線部㊦の当否について検討しなさい。本設問の検討に当たっては、当事者が主張した事実と裁判所が判決の基礎としようとしている事実の食い違いの有無及び程度に留意しつつ、弁論主義の根拠や機能を踏まえること。

なお、弁論主義の適用範囲については議論があるが、本設問の検討に当たっては、主要事実に限られるとの理解を前提とすること。また、釈明権や釈明義務について言及する必要はない。